

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の請求に関する取り扱いの変更について

標記の件につきまして、令和5年4月28日付 厚生労働省保険局保険課 事務連絡により、新型コロナウイルス感染急拡大に対応した傷病手当金の請求に係る臨時的な取り扱いを終了することが示されました。

これに伴い、請求期間が令和5年5月8日以降の請求書から下記のとおり取り扱いを変更させていただきますのでご案内申し上げます。

記

改訂前

<請求期間が令和5年5月7日まで>

やむを得ない理由で医療機関の受診を行わず、医師による意見書を添付できない場合でも、自治体や保健所等からの証明書（My HER - SYS 等）の添付や、事業主による「就労状況等証明書」および被保険者による「療養状況申立書」を添付することにより請求可。

改訂後

<請求期間が令和5年5月8日以降>

医師による労務不能証明（傷病手当金請求書内意見書欄に記載または添付）がある場合のみ請求可。

※ 請求期間に改訂前・後の期間が混在している場合の医師による労務不能証明は、令和5年5月7日までは不要ですが、令和5年5月8日以降の期間については必要となりますのでご留意くださいますようお願いいたします。